

北広島市国民保護計画(素案)についての意見募集結果

平成19年1月

「北広島市国民保護計画(素案)」について、市民の皆様からご意見を募集したところ、20件のご意見等が寄せられました。

お寄せいただきましたご意見につきましては、「北広島市国民保護計画」の作成に当たり参考とさせていただきます。

これらのご意見の要旨及びご意見に対する市の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する市の考え方
<p>1</p> <p>行政側の役割あるいは責任の記述に比べて、住民(国民)側の役割あるいは責任についての言及が少ないように感じました。</p> <p>もっと明確に住民(国民)の責任や役割を示すべきではないかと思えます。</p> <p>また、市と町内会、自治会との連携がどのように行われるのかを、もっと具体的かつ詳細に記述する必要があると考えます。</p>	<p>武力攻撃災害を最小のものとするためには、町内会、自治会等との相互の連携協力が重要と考えています。</p> <p>国民保護においては、基本的人権の尊重を基本指針としており、国民の協力は自発的な意思にゆだねられているものであり、強制にわたることがあってはならないこととされていることから、住民の役割あるいは責任についての記述は基本的にありません。ただ、国民保護法第4条は、国民は協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとしていることから、市計画(素案)においても同様の記述をしているところです。</p> <p>町内会、自治会の協力を得、連携して実施する各種研修、訓練等をとおして、具体的な市との連携方法などについて検討してまいります。</p>
<p>2</p> <p>市の責務は「住民の保護」です。</p> <p>住民の他に「市の国民」という言葉を使っているのには、どういう意図があるのでしょうか。</p>	<p>国民保護法の目的は、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国全体として万全の態勢を整備し、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するというもので、この法律に基づき市国民保護計画を作成することになっています。このことから、住民の他、旅行等による市内滞在者も含め広く「国民」という言葉を使用しています。</p>
<p>3</p> <p>緊急対処事態は、道国民保護計画の想定のみを対象としていますが、市独自に想定される事態もあるのではないのでしょうか。</p>	<p>国により国民の保護に関する基本指針が平成17年3月に作成され、この基本指針第5章において、緊急対処事態として想定している事態を、市計画(素案)においても類型的に想定したところです。</p>
<p>4</p> <p>住民にとっては、行政が何をしてくれるのかも気になると思いますが、平素からどんな備えをしておかなければならないか、どんな訓練が必要かを知ることが最も知りたいことです。</p> <p>ケース毎にマニュアルを作成し、計画的に研修や訓練を実施していただきたいと思えます。</p>	<p>市計画(素案)では、町内会、自治会等の協力を得、連携して各種研修、訓練を実施することとしており、具体的な事態時に備えた準備や心構え等について周知してまいります。</p>

5	<p>有事の際、ケータイなどの通信手段が一切使用不能になった場合の連絡手段を、どの程度考慮しているのでしょうか。</p> <p>更には、住民への伝達手段や方法についても具体的に研究し、事前に周知徹底しておく事が大事だと思います。</p>	<p>災害情報等の伝達手段については、現在市が保有するあらゆる手段を用いて伝達することとしています。</p> <p>市計画(素案)では、町内会、自治会等と連携し、各種研修、訓練をとおして、また、広報等の媒体を活用し、具体的な伝達手段や方法について周知してまいります。</p>
6	<p>北広島市の組織が壊滅することもあり得ます。その場合、どこに救援を求めればいいのかを住民に明示しておくことも必要ではないでしょうか。</p>	<p>国民保護法第14条では、武力攻撃災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の国民保護の措置を知事が代行して実施することとされています。また、同法第17条、18条の規定は、市長が認めた場合、他の市町村長等及び知事に応援の求めることとしており、市計画(素案)におきましても、必要に応じて、知事又は他の市町村等に応援を求めることとしております。</p>
7	<p>被害を受けた国民(の家族・親戚等)への情報提供の方法、ルールはどうなっていますか。</p>	<p>国民保護法第94条、95条の規定は、市長は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報を収集し、整理し、照会に対して提供することになっており、市計画(素案)におきましても同様に安否情報の収集・整理・照会に対する提供を実施してまいります。なお、この場合にあっても、個人のプライバシーに十分配慮して行うこととしています。</p>
8	<p>実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練は大事なことです。訓練のためのプログラムは出来ていますか。</p>	<p>市は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、実践的な訓練を実施し、武力攻撃事態時における対処能力の向上を図ることとしています。</p> <p>訓練のためのプログラム作成については今後、関係機関等と連携をとりながら検討してまいります。</p>
9	<p>避難実施要領のパターンは作成されていますか。</p> <p>有事の際に安全・安心を確保することが住民の最大関心事です。</p> <p>どこへ避難するのか、避難出来るのかを、ケース毎に明示して頂きたい。</p>	<p>事態発生時において安全に住民を避難させることは、きわめて重要な措置と考えており、市は、事態に応じた避難実施要領を作成の上、避難住民の誘導を実施することになります。このため、平時において避難実施マニュアル(実施要領の複数のパターン)を今後、作成することとしています。</p> <p>国民保護法第148条で、避難施設は、知事が指定することになっており、同法54条では、知事は国からの「避難の指示」に基づき市長を経由して、要避難地域、避難先地域(避難施設)、避難経路、避難手段などを住民に指示することになっていることから、市計画(素案)の「避難住民の誘導等」においても、これらを内容とする避難実施要領を事態のケース毎に作成し、住民に伝達してまいります。</p>
10	<p>避難実施の行動マニュアルは出来ているのでしょうか。</p> <p>行動マニュアルはどのように住民に周知徹底されるのでしょうか。</p>	<p>今後、避難実施マニュアル(実施要領の複数のパターン)を作成することとしておりますが、町内会、自治会と連携し、各種研修、訓練をとおして、また、広報等により、これらの避難マニュアルの内容や事態への備えや心構え等について周知してまいります。</p>
11	<p>保育園や幼稚園、学校等への情報伝達、避難誘導の方法が、市計画(素案)の中になく思っています。</p> <p>是非、計画の中に入れて頂きたいと思えます。</p>	<p>国(知事経由)から警報の内容及び避難の指示があった場合、市において避難実施要領を策定した場合、市長は、その内容を、住民、保育園、幼稚園、学校等に対して迅速に伝達及び通知することとしており、住民等の安全かつ確実な避難の誘導を実施することとしています。</p>

12	<p>住民への協力要請として4つの項目がありますが、その具体的な要請方法等を明示しておく必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>市計画(素案)では、住民の方への協力要請として、避難住民の誘導、救援、負傷者の搬送、被災者の救助、保健衛生の確保などをあげていますが、主に自主防災組織や自治会等に協力を求めることも考えられますので、研修や訓練などを通じ、これらの団体等との連携を図るとともに連絡体制の確立について検討してまいります。</p>
13	<p>警報の内容の伝達体制のチェック機能も必要だと考えます。どのようにチェックされるのでしょうか。</p>	<p>警報の内容の伝達は、迅速正確性が重要と考えており、各種訓練をとおして、チェック機能も含め十分な体制づくりについて、今後検討してまいります。</p>
14	<p>北広島市内には有事の際の避難場所はどれくらいあるのでしょうか。 住民が避難誘導に協力する可能性があることから、住民への事前研修は重要と考えます。 そのための研修プランをお示し下さい。</p>	<p>国民保護法第148条で、避難施設は、知事が指定することとされており、市内における避難所は自然災害時における収容避難所と同じ施設が指定を受け又は受ける予定となっています。(33箇所) 市計画(素案)では、町内会、自治会等と連携して各種研修、訓練を実施することとしており、避難する側、誘導する側の両方の立場での研修・訓練が必要であると考えておりますので、今後のあり方として研修プラン作成も含め検討してまいります。</p>
15	<p>避難・救援にあたっては、それに従事する者が住民の現況情報を持っていないといけないと思いますが、準備は出来ているのでしょうか。</p>	<p>市計画(素案)では、市長は事態の規模、状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行うこととしており、災害時要援護者の情報や地域の情報を、避難・救援に従事する者も共有し、効率的な措置を実施してまいりたいと考えております。</p>
16	<p>弾道ミサイル攻撃の避難場所は、現実問題として北広島市にはないと思いますが。 ゲリラ攻撃の場合の避難先は、どこを想定しているのか。</p>	<p>弾道ミサイル攻撃においては、住民は屋内に避難することが基本とされています。外出先では、できるだけ近傍のコンクリート造の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することになります。 ゲリラ攻撃の場合は、国(知事)の避難の指示に基づき避難先が指示されることになっています。</p>
17	<p>武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、住家が半壊又は全壊しなければ受けられないのでしょうか。 また、被災家屋や財産への補償はどうなるのでしょうか。</p>	<p>救援措置の1つとして、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理があります。これは国民保護法施行令により、「住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、応急修理を実施する」もので、市計画(素案)においても同様の応急修理を実施してまいります。 このことから、住家が半壊、半焼以上の被害があった場合の応急修理以外の場合は、特段の法整備がない限り、補償はないものとされています。</p>
18	<p>特殊標章は、どのような手続きで交付されるのでしょうか。 この標章を着用することにより、どのような便宜や安全が保障されるのでしょうか。</p>	<p>別途、「特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」を策定し、国民保護措置に従事する者等に対して、特殊標章等を交付及び使用させることとしています。 特殊標章により識別される国民の保護のための措置に係る職務を行う者については、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定する「文民保護組織及びその要員」として保護されることとなり、締結国がこれらの者を攻撃することは国際法上禁止されています。</p>

19	住宅の家屋・財産の復旧は、政府・行政の責任において現状復旧するのが本来の姿と思います。	国民保護法の下での国民の保護のための措置は、法定受託事務であることから、武力攻撃事態等への対処に要する経費については、原則として国が負担することになっていますが、家屋、財産については、特段の法整備がない限り、住宅の応急修理以外は、復旧の対象とされておりません。
20	応急公用負担により収用された物件に関する復旧、補償はどのようになるのでしょうか。	国民保護法では、武力攻撃事態等において、収用その他の処分によって生じた損失や損害について、施行令に定める手続き等に従い、補償を行うこととされています。 また、市計画(素案)では、国民の権利利益の救済に係る手続きを定めています。